戸籍法施行規則の一部を改正する省令案の概要

第１　改正の趣旨

本省令案は、令和６年５月２４日に公布された「民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第３３号）」（以下「改正法」という。）の施行により、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することができることとなること等に伴い、戸籍法施行規則（昭和２２年司法省令第９４号。以下「規則」という。）についても規定の整備をする必要が生じたことから、規則の一部を改正する省令を定めるものである。

第２　改正等の内容

１　離婚届用紙の様式に次に掲げるものを追加する（附録第１３号様式）

(1)「父母双方が親権を行う子」を記載する欄及び「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」を記載する欄

(2)「離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した」ことを確認するチェック欄

(3) 親子交流、監護の分掌及び養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄

２　離婚届書の記載事項に次に掲げるものを追加する（第５７条第１項）

(1) 離婚当事者に未成年の子があるときは、親子交流、監護の分掌及び養育費の分担についての各取決めの有無並びに養育費の分担について取決めをしているときは、その取決めが公正証書によるものかどうかの別

(2) 離婚当事者が親権者の定めをしたときは、離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した旨

３　戸籍電子証明書関係（別表第５）

不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第７６条の３第１項の相続人である旨の申出等に係る事業についての確認に関する事務及び令和８年２月２日に施行される同法第１１９条の２第１項又は第２項の所有不動産記録証明書の交付の請求に係る審査に関する事務において戸籍に記録された電磁的記録（戸籍電子証明書）利用を開始するため、これらの事務及び戸籍情報照会者を追加した。

第３　施行日

改正法の施行の日。ただし、別表第５の改正規定は、令和８年２月２日。